令和元年度第2回金沢市景観審議会

日　　時：令和元年11月19日（火）　午前10時～11時10分

会　　場：金沢市庁舎7階　全員協議会室

出席委員：福光会長、川村副会長、宇佐美委員、川﨑委員、小林委員、
関戸委員、土田委員、中村委員、西野茂委員、川端委員、
増田委員、山田委員（代理：渡部建設専門官）、中村委員（代理：高田担当課長）

欠席委員：坂本委員、玉田委員、鍔委員、中森委員、西野辰哉委員、能木場委員、
馬場先委員

事 務 局：都市整備局　　木谷局長
景観政策課　　本光課長、不破補佐、福塚係長、中村主査、芹原主査、
井ノ山技師
都市計画課　　松矢課長
緑と花の課　　田村課長
建築指導課　　坂上課長
歴史都市推進課　高木課長、小坂主査
文化財保護課　　影山係長

1　開会

2　都市整備局長あいさつ

3　報告案件

・令和元年度上期景観政策について

・令和元年度上期専門部会審議結果について

1）建物部会

2）用水みちすじ部会

3）寺社風景保全部会

―――事務局からの説明―――

（会長）

各専門部会からの報告について、ご質問、ご意見等があればお願いします。

（Ａ委員）

建物部会の報告を補足しておくと、まだまだ大規模なホテルやマンションなどが建設されている。それにより、例えば南町のオフィス街がホテル・マンション街になるなど、まちの骨格がだいぶ変わってきている。ホテルに関しては、もちろん景観としての外観があるが、付属物としてのサインやタワー駐車場、足元周りの出入口や植栽など、単に見え方だけではなく都市空間としての良好性のようなものもかなり要望しており、おおむねそれ

に誠意を持って応えていただいているような状況である。

（会長）

一つ私も発言しておくと、今から言っても遅いのだが、景観の話も含めて総合的に、車寄せの設置義務のようなものがあったらよかったなと、今ごろになって思っている。車道上に観光バスやタクシーが停まっていて、非常に交通渋滞が起こったりしているので、もう少し、5 年ぐらい前に気付けばよかったなと思う。それもまた、どこでどうするか分からないが、市の方でもまた、今からでも遅くないとすれば、何か考えていただいたらいいかなと思うので、ちょっとだけ発言しておく。

（Ａ委員）

今、会長からご指摘があったように、車寄せに関して、大きな都市問題が起きている。ホテルについては、パーキングやタワーパーキングを持っているところもあるが、駐車場の付置義務の緩和があり、バス停からの距離により、駐車場を持たないホテルも認められている。そのため、南町などのように元々はオフィス街でそれぞれの建物に対する車寄せが設定されていないところにホテルが建ってしまうと、タクシーやバスを利用される方が乗り降りすることで渋滞が起きる。先ほど私が都市の骨格が変わっていると言ったのは、そういうことである。

バス利用者の方々からも、それに関しての要望も少しある。同時に、車が侵入しづらいまちは美観が保たれるというような価値観を持っておられる方もいて、まちに大型バスが停められるような便宜を図るべきかという意見もある。その意味で、交通設備に関して、どこまで都市の中心で便宜を図るか・図らないかということは、大きな今後の問題になってくるという意見交換は一応されているのだが、それに対して何らかの結論が出ているわけではないということを報告しておく。

（会長）

市の部局でも、全体に関わるところは、はっきりしていないと思う。

（Ｂ委員）

工芸館の場所には、元々本多蔵品館があって、こちら側は駐車場だった。過去にあそこの地域で埋蔵文化財の調査が行われたのか・行われていないのか、私はよく分からないのだが、今回、敷地を整備されるに当たって全くそういう報告がなかったのか、そこら辺のところがちょっと気になっている。

（会長）

Ａ委員のお話を受けて、そういうことを何かジャッジするようにしていかなければいけなくなったということがあるので、景観審議会の話かどうかは別として、また何か市のご努力として考えていくべきことだと思う。

埋文調査があったか、どなたか分かるか。県の話だが。

（Ｃ委員）

部局が違うのでお答えはできない。

（事務局）

工芸館については、駐車場のところは盛り土造成をしていて、あまり地下の埋蔵文化財には触れないという話は聞いている。建物の下の方の掘削については、私どもは詳しくは存じ上げていないが、当然、県の文化財課と連携してやっている話なので、しっかりとそこら辺のところはクリアされていると思う。

今、係の者が文化財保護課に確認しに行っているので、後ほど報告させていただく。

（B委員）

広岡の方、駅の方はほとんど関係ないと思うし、南町の通りに関しては、既に建っていたものを一回壊してもう一回建て直しているので、ほとんど痕跡はない、新しくそういうものが見つかる可能性はないと思うが、ここのところだけは何か少し気になるので、よろしく。

（会長）

今のは本多の森の公園整備の話に変わっている。建物部会で他にないか。

（D委員）

今、2 ページに七つの建物が出ているが、全体の色調は茶系というかブラウン系が多いが、1 番と 3 番は銀色というか白色だ。金沢の景観という観点から、建物部会ではそこら辺のところは何か見解はないのか。

（A委員）

景観に対しては、景観計画区域というものが定められていて、推奨色や禁止色がある。既に割とそれが他の都市と比べて厳しい範囲で定められていて、景観審議の建物部会で諮るときには、必ずその色のルールを守っていることが絶対条件で、さらにそれが守られていたとしても、例えば壁面に非常にコントラストが強いような模様があると、こちらからご要望して、さらに少し落ち着いたものにしてくださいというようなお願いをしている。また、外装材に関しては、金属などもあり得るが、例えば光の反射などにも十分ご配慮いただきたい等､ルールの中でさらに少し強い要望をしていくことでコントロールしている。

（D委員）

現代的な建物や新築の建物ではなかったかもしれないが、茶系を基調にするとどこかで推奨されていたような記憶がある。どういう分野だったか覚えていないが。ということで今お聞きしたのは、白色というか銀色系の壁面については特に問題ない、金沢の景観を阻害するものではないということで、これからも認めていく方向で建物部会としては取り組んでおられるのか。

（A委員）

地区ごとに、かなりいろいろとゾーンを設定していて、例えば近代的な都市景観創出地区もあるし、伝統的な街並みを保全する地区もあって、それぞれで建物の色やマンセル値といったものを非常に細かく設定している。その地区のその範囲の中で景観を誘導しているので、例えばシルバー系やグレー系のものが問題になる地区もあるし、それが許されて

いるというか、認められる地区もあるということで、金沢をひとくくりにして同じコードでコントロールするようにしているわけではないことをご理解いただきたい。

（D委員）

了解した。

（事務局）

少し補足させていただく。都心軸については近代的都市景観創出区域ということで、景観法に基づく金沢市の景観計画で、グレー、茶、ベージュ系の色で景観誘導している。

D委員が言われる推奨色は景観計画で位置付けているが、それは基本的には昔の町家など木質系の建物が多い伝統的街並み区域の方で推奨しており、必ずしも近代的都市景観創出区域で推奨している色彩ではない。ですから、ベージュ系や茶系ではなくてグレー系や白っぽい建物もあるということである。基本的にまちなか地域には歴史的な中心市街地もあるが、その地となる伝統的街並み区域は推奨色、茶やベージュを重んじていて、都心軸の背骨になるエリアは少し近代的な色合いで、グレーも OK というふうな形で誘導していくことになる。

（A委員）

付け加えさせていただくと、景観審議会の中では、両側の建物の色に対して、ベージュ系に合わせるとか、グレー系に合わせるということが審議というか意見交換されることになっている。両側の建物がベージュ系で、真ん中がグレー系になると、ベージュ系の方が景観として整うのではないかというような、建物の立地状況も含めて、特に色に関しては審議している。併せて、ホテルやマンションというのは大きいものなので、やはり非常に規模が大きくなると、サンプルで見た色以上に、例えば明るく見えるとか暗く見えるというようなこともあって、それも含めて委員会の中ではかなり積極的な意見交換をしている状況である。

（D委員）

私はどちらかというと茶系が落ち着くと思うものだから。

（A委員）

地域別にそれぞれ推奨色があるので。

（D委員）

それで決められているのだろうし、別にそれに反対しているわけではなくて、そういうことも審議されているのか確認させていただいた次第である。

（会長）

それでは、先ほどの埋文調査の話が分かったようなので。

（事務局）

埋蔵文化財の調査について、担当者から簡単に説明させていただく。

文化財保護課から説明させていただく。質問の内容は、工芸館の移転場所の発掘調査が終わっているのかどうかということでよかったか。

（Ｂ委員）
　そうです。
（事務局）
　工芸館の移転事業は国と県で主導して行っているもので、金沢市における埋蔵文化財の取り扱いについては、国・県の事業については石川県の方で発掘調査等、埋蔵文化財保護の業務を行っている。あそこは本多家の下屋敷跡ということになっているが、別件で足を運んだところ、工事で影響が及ぶ範囲についての発掘調査は県の方で実施していた。ということで、当該地区は建築に先立って調査が行われており、埋蔵文化財の記録保存という形で保護が図られていることをご報告する。
（会長）
　Ｂ委員、よろしいか。
（Ｂ委員）
　それは短大の頃なのか。それとも短大が造られる前か本多蔵品館の前か、その時期がいつだったのかというのは。
（会長）
　今の答えは、今の工芸館のときにはしたということですね。
（事務局）
　そうです。
（会長）
　以前の話は分かるか。
（事務局）
　以前の話については、今、正確にお答えするのは難しい。
（Ｂ委員）
　分かりました。
（会長）
　また何かの機会があれば。では他に。
（事務局）
　先ほどの車寄せの件で、不明確なように受け取られがちなことは確かかと思うが、今現在、金沢市としては交通政策課が中心になって、極力ホテルの前で乗り降りをさせない、もしくは時間帯を選ぶとか、いろいろな形での対応を事業所と調整させていただいている。併せて、いろいろなルール化であるとか、建築に際しての地元からの要望については、都市計画課がまちづくり条例に基づいて伝えるというようなことで連携を取ってやらせていただいている。
　国道部分の歩道は、融雪装置が中にパイプを埋め込んで雪を解かす形態になっているので、県や国にもいろいろとご協力は頂いているのだが、敷地内にバスやタクシーを入れるときには、かなり広い敷地や間口があればやりくりができるが、そうでないとかえって歩

道を歩く方々の危険を伴うこともある。例えば歩道を少しへこませてバスレーンを取るような方法もあるが、先ほどお話ししたような歩道の構造上の問題もあってなかなかそこまで、手前の敷地、民地を少し出すような形を取ったとしても、その工事自体が非常に難易度が高いという問題があることも事実である。

金沢市としては、批判はあるけれども、極力、車で来るのに不便なまちということをまずは定着させていく。今、バスについては、県の方で合同庁舎の横などに大型バスの駐車場を運営していただいている。今後、どういう形でそういうところと乗り降りの場所とを考えていくか、今まだいろいろな形で検討しているところで、一義的には交通施策の方でこういった問題については、まだ検討している最中であるということだけ、ご報告させていただきたいと思う。

（会長）

昨日、たまたま見た風景で、広坂通りから柿木畠に降りていく坂の目の前にビジネスホテルがあって、あの坂を 30～40 人の団体がキャリーバッグを引きながら歩いてホテルに入っていった。それを見て、真面目なやり方だなと思った。多分、バスがあの坂道を行けなかったのだと思うが、坂の上に停まって、あとは歩いていってくれと言ったのだろう。ヨーロッパだとよく見る風景だが、どこかバスを停める場所やタクシーを降りる場所を作るのも一つだろうと思うが、そういうこともいろいろ考える時期に来ているということである。

（Ｅ委員）

今の件で、広坂通りにバスが停まることが、交通渋滞の原因になっている。よくよく考えてみると、ホテルの出入りは朝と夕方のラッシュ時に重なる。今また広坂通りに一つホテルができるが、それも駐車場がないホテルである。そういうことを含めて、全体でどうあるべきかというような論議をぜひ進めていただきたい。それを要望しておく。

（会長）

どの部局ということではなく、まちにとって必要なことになってきたということだと思う。では、他に意見はないようなので、専門部会からの報告についてはこれで了承ということでよいか。

（全委員）

異議なし。

（会長）

ありがとうございます。その他としまして、事務局より説明をお願いします。

4　その他

・眺望景観形成条例のパンフレットの紹介

・都心軸景観保全型広告整備地区のパンフレットの紹介

―――事務局からの説明―――

（会長）

今の件でご質問はありますか。

事務的なことだが、「眺望景観の形成に向けて」というパンフレットにはいつ刷ったかが書かれていないが、パンフレットには年限を入れておいた方が後で絶対によいので、入れてもらいたい。

（事務局）

今後そのようにいたします。

（Ｂ委員）

一つ、今は金沢の見どころが東山や兼六園に限定されているが、そうではなくて、せっかくの金沢市の眺望や景観を、観光客も含めて、外部から来られた方に、こういうところが金沢の良さだと PR していくことが必要だと思う。せっかくこれだけ準備して検討してきたわけだから、やはりこれを売らなければ損な気がする。

中でも、ここには挙がっていないが、眺望というよりも一つの景観として、今回、枡形や惣構の一部、特に主計町の辺りもなかなかいい景色なので、その辺も金沢の見どころの一つとして、例えば 2、3 日滞在するような人たちに勧めるようなコースを設定するとか、何かもう一つの動き方をした方いいのではないか。

それから、可能性があるならば、金沢駅を出た最初の広場のところも、昔、文化庁の役人が来て金沢駅に降り立って「どこに城下町があるんだ」と皮肉を言ったと聞いたことがある。何か金沢市の立体模型のようなものを作って、現状でいいと思うのだが、今挙がっている 15 のポイントをその中で示してやるとか、何かそういう工夫をぜひ考えていただきたいと思う。私の要望である。

（会長）

要するに、せっかく決めたので、その広報をどうするかということだが、それは部局が変わるのか、何か意見はありますか。

（事務局）

今後、決定していくことになろうかと思うが、今時点では眺望点の案内板が既に設置されているところもあるが、新規も含めて案内サイン等は整備していきたいと思っている。

また、眺望景観の良さは、条例を設定する際、および条例を告示、施行する際の地元の説明会等で話をさせていただくと、やはり大事だという話がよく聞こえてくる。そういったこともあって、眺望景観の良さをお伝えするということで、本年度はセミナーの開催等も予定しており、現在企画中である。眺望景観に限らず、われわれ行政は景観を規制するばかりではなく、その魅力を広く伝えるために、市全体で取り組む必要があろうかと思う。

また、立体模型の話だが、大和のアトリオの角に、立体的な彫刻が置かれていて、私が視察に対応するときには、よくそこにお連れして金沢の街並みを紹介する。この間も、外

国の方が興味を持って起伏のある地形を見ていた。また、県では県立歴史博物館に金沢の大きなジオラマがあって、それも観光客の方が興味を持って見られている。観光行政と協力しながらまた魅力発信に努めてまいりたい。

（会長）

観光広報をどううまくやっていくか、ジオラマがどこにあるかをどう広く周知していくか、そういうことをぜひ考えていただきたい。例えば、夜間景観ベスト何とかというものを都市美の方で作るなど、それぞれ作っているのだが、各課で作成するのでパンフレットがばらばらで、1 冊見ると全部分かるというものは、まだうまくできていない気もする。今のご意見も大事にしていただきたいと思う。

これで本日の審議会を終わらせていただく。進行にご協力いただきありがとうございます。

5　閉会